

第一期 長野市都市内分権推進計画の 取組概要と評価

平成22年4月

評価の凡例

- ◎ 完了
- 目標達成または十分な取組みがあったが第二期でも引き続き取り組むもの
- △ 取組みが低調または未達成で引き続き取り組むもの

Ⅲ 第一期計画の取組概要と評価

1 住民自治協議会の設置促進

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	住民自治協議会 設立準備会等の 設置促進	住民自治協議会の設置に当たり、地区の実情に 応じて地区住民の皆さんに自主的に決定してい ただくために、設立準備会等の設置を促進します。
	所管課	<ul style="list-style-type: none"> • 地区説明会等の開催
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所	<ul style="list-style-type: none"> • 住民自治協議会の具体的な設立方法や運営の 手順を示した、活動マニュアルの作成 • 周知用パンフレット等の作成、配布
取組概要	<p>◆説明会 平成 18 年度を「都市内分権元年」と位置づけ、地区、区 や自治会、各種団体の単位等で説明会を実施。 平成 18 年度 103 回 のべ 4,009 人 平成 19 年度 93 回 のべ 3,867 人 平成 20 年度 64 回 のべ 2,551 人 平成 21 年度 37 回 のべ 1,987 人 (信州新町及び中条村への説明会を含む)</p> <p>◆マニュアル 平成 18 年 4 月 「住民自治協議会 設立&活動マニュアル」を作成 平成 19 年 10 月 本市で設立した住民自治協議会の事例や、自主財源の確 保の事例を追記した「第 2 版」を作成 平成 20 年 1 月 各種団体の見直しに対応した「地区活動再編マニュアル」 を平成 20 年 1 月に作成 平成 21 年 6 月 平成 22 年度からの「地域いきいき運営交付金」制度の 創設に伴う「会計事務処理マニュアル」を作成</p> <p>◆周知用パンフレット 平成 18 年 7 月 1 日 平成 19 年 9 月 1 日 平成 20 年 9 月 1 日</p>	

	<p>◆広報なごの 特集</p> <p>平成 18 年 11 月 1 日号</p> <p>平成 19 年 11 月 1 日号・12 月 1 日号</p> <p>平成 20 年 11 月 1 日号</p> <p>平成 21 年 11 月 1 日号・平成 22 年 3 月 15 日号</p>
評価 ◎	平成 18 年 4 月 20 日の若槻地区を筆頭に、平成 22 年 1 月合併前の旧長野市 30 地区については平成 20 年度末までに、合併した信州新町及び中条地区は平成 22 年 2 月に住民自治協議会が設立したが、準備会は、民主的な住民自治協議会設立に寄与したものと考えている。

(所管課は、第一期計画策定時の名称。以下、同様)

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	市民意識の高揚	<p>「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の基本理念の下、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域づくりに積極的に参画していただくよう、市民意識の高揚を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区での説明会、出前講座等
	所管課	
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所	
取組概要	前項目を参照	
評価 ○	市内 30 地区で住民自治協議会が設立し活動しているが、「一般地域住民の認知度は低い」との役員からの声もあり、市として今後も継続的に市民意識の高揚を図るとともに、各地区住民自治協議会においても、活動等を通じて周知を図るよう取り組んでいただく必要がある。	

2 住民自治協議会への支援体制整備

(1) 市職員の意識改革

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	都市内分権に関する研修	<p>都市内分権を推進し、市民の皆さんと行政との協働を進めるには、市職員の意識改革が不可欠であるため、都市内分権に関する研修を計画的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修 ・サポートチーム研修 ・支所長、担当者研修 ・全職員研修
	所管課	
	企画課 職員研修所	

取組概要	<p>◆階層別研修</p> <p>平成 18 年度 6 回 新任係長研修ほか 平成 19 年度 6 回 新任係長研修ほか 平成 20 年度 7 回 新任課長研修ほか 平成 21 年度 5 回 新任課長研修ほか</p> <p>◆支所長・担当者研修</p> <p>平成 18 年度 5 月 10 日、6 月 7 日（大井川町） 平成 19 年度 6 月 28 日、7 月 31 日（越前市） 毎年度 新任地区活動支援担当研修会</p> <p>◆全職員研修</p> <p>平成 18 年 10 月 3 日 東京大学名誉教授 大森 彌 氏 平成 19 年 10 月 19 日 名城大学教授 昇 秀樹 氏 平成 20 年 7 月 7 日 帝塚山大学大学院教授 中川 幾郎 氏 平成 21 年 7 月 3 日 信州大学教授 沼尾 史久 氏</p> <p>◆その他</p> <p>所属単位の職場研修会を随時実施</p>
評価 ○	<p>毎年度、計画的に研修を実施することで、職員の意識には一定の向上が見られるものと認識している。今後、住民自治協議会の具体的な活動を支援することで、さらなる意識改革を図るとともに、実践的な支援能力の向上を図る必要がある。</p>

(2) 支所機能の充実

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	<p>連絡所を支所へ移行</p> <p>所管課 行政改革推進局 庶務課</p>	<p>支所は住民活動の拠点として位置付けます。現在の連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）は、平成 19 年 4 月を目途に支所とします。</p>
取組概要	平成 19 年 4 月 1 日から 4 連絡所を支所とした。	
評価 ◎	4 連絡所を支所としたことで、課長級職員である支所長を配置し、住民のまちづくり活動に対する手厚い支援が可能になった。	

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	地区活動支援担当の設置	<p>住民活動を側面から支援する地区活動支援担当を設置します。当面、支所長、連絡所長、地域振興課の職員に対し、地区活動支援担当を任命します。現状の職員数や事務量を勘案し、必要な人員を確保します。</p> <p>住民自治協議会の事務局を地区住民の皆さんが担える段階においては、本庁の担当部署に地区活動支援担当を置き、複数の地区を担当することやサポートチームが支援していくことを検討します。将来的には住民自治協議会のリーダーや事務局を担う人材を地区住民の皆さんの中から公募することも検討します。</p>
	所管課	
	職員課 地域振興課 各支所・連絡所 企画課	
取組概要	<p>平成18年4月1日付けで地区活動支援担当制度を創設し、各支所長をはじめ31名の職員を任命した。</p> <p>住民自治協議会設立へ向けた支援、設立後の住民自治協議会の事務局としてなど、側面的な支援を継続している。</p>	
評価 ◎	<p>行政主導から住民主体へのまちづくりの移行にあたっては、行政の積極的な支援が不可欠であり、地区活動支援担当は地域の特性や実情に精通した立場から、住民自治協議会活動支援の要として機能しており、今後とも、当面の間は従来の支援を行うことが必要である。</p>	

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
3	住民活動の拠点整備	<p>住民自治協議会の活動拠点となる事務室や会議室の確保に努めます。</p> <p>なお、地区内の公共施設が狭隘な場合は、支所の事務室等を併用することや、地域公民館などの活用についても視野に入れて検討します。</p>
	所管課	
	企画課 各支所・連絡所 庶務課 生涯学習課	
取組概要	<p>支所がある地区では、支所又は市立公民館内に活動拠点を確保または確定している。第一から第五地区においては、もんぜんぷら座に5地区合同の拠点を設置した。なお、現時点で確保されている活動拠点の平均的な広さは約31㎡となっている。</p>	

評価 ◎	当面の活動拠点の確保については達成されている。
---------	-------------------------

(3) 本庁の役割

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	地区活動支援担当のバックアップ体制の整備	地区活動支援担当へ他地区の情報や先進事例を提供する情報センターとしての役割を担い、本庁各課との連絡調整を行うため、本庁内に地区活動支援担当をバックアップする体制を整備します。
	所管課	
	企画課 地域振興課	
取組概要	企画政策部企画課（平成21年度からは総務部地域振興課）都市内分権推進室が中心となって支援を実施。地区活動支援担当に対する研修として、平成18・19年に先進地からの講師を招き講演を受け、その後実際のまちづくりを視察する研修会の実施、毎年度の新任者研修会、情報・意見交換の場として随時の担当者会議等を開催した。	
評価 ○	平成18年度以降順次都市内分権に関する具体的な検討が進む一方、地区活動支援担当の異動があることから、知識・意識の共有・共通化には課題が残った。	

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	課題検討チームの編成	都市内分権の円滑な推進を図るため、庁内で横断的に検討する必要がある課題には、検討チームを編成し、その課題解決にあたります。
	所管課	
	企画課 各担当課	
取組概要	<p>検討すべき課題の分野として、①市職員の支援のあり方、②住民自治協議会の活動拠点の確保、③各種団体の見直しの3点があることから、庁内検討組織である都市内分権推進委員会（委員長 副市長）の下部組織として、①支援職員専門部会、②活動拠点専門部会、③団体見直し専門部会を平成18年5月に設置した。</p> <p>これまでの主な検討内容は次のとおり。</p> <p>①支援職員専門部会 職員地区サポートチーム制度の創設並びに運用</p>	

	<p>②活動拠点専門部会 活動拠点の確保・整備について、地区個別に対応・検討</p> <p>③団体見直し専門部会 各種団体の見直しとして、依頼事務の見直し、各種団体の統廃合、補助金の見直し、補助金の一括交付について検討</p>
評価 ○	分野ごとの課題に対し、今後も継続して専門部会による検討を継続するとともに、新たに生じた課題には、必要に応じて専門部会等を設置することも視野に入れる。

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
3	住民自治協議会と市との事業協定	<p>現在市が実施している事業のうち、住民自治協議会が実施することにより迅速かつ適切に処理できる事業について、住民自治協議会と市とが協議して事業内容や費用負担について決定し、協定を結んで、住民自治協議会が事業を実施します。</p> <p>市では、対象事業をメニュー化して住民自治協議会に示します。</p>
	所管課	
	企画課 各担当課	
取組概要	<p>各種団体の見直し過程で、まずはこれまで各種団体が担っていた活動等を住民自治協議会へ一元化することが先決であるとの認識から、事業協定に係るメニュー化は行っていない。</p> <p>一方、住民自治協議会が市立公民館の指定管理受任団体となることができるよう検討を進めており、平成22年度以降、希望する住民自治協議会から順次対応していくこととしている。</p>	
評価 △	住民自治協議会と市との事業協定及び住民自治協議会が指定管理受任団体となることについては、住民自治協議会の意向を踏まえ、 <u>適切に対応・支援</u> することが必要である。	

(4) 財政的支援

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	住民自治組織設立支援補助金の創設	<p>住民自治協議会の設立を促進するため、設立に向けた地区住民の皆さんの自主的な取り組みを財政的に支援するため、住民自治組織設立支援補助金を創設します。</p>
	所管課	
	企画課	

取組概要	<p>平成 18 年度に「住民自治組織設立支援補助金」制度を創設し、設立準備会に対して支援してきた。平成 20 年度末までに全地区に交付済み。</p> <p>平成 18 年度 9 地区 917,550 円 平成 19 年度 14 地区 1,653,450 円 (前年度より繰り越した地区も計上) 平成 20 年度 8 地区 523,000 円</p> <p>信州新町及び中条地区においては、当補助金に準じて合併前に独自に支援した。</p>
評価 ◎	<p>全地区が上限額まで設立準備に要する経費として活用された。</p>

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	すくだし支援事業交付金の創設	<p>住民自治協議会が地区の課題に対し自主的に取り組めるよう、住民自治協議会の運営費や事業費に対する補助制度として、すくだし支援事業交付金を創設します。</p>
	所管課	
	企画課	
取組概要	<p>平成 18 年度に「すくだし支援事業交付金」制度を創設し、住民自治協議会が設立した地区から、順次独自の活動を支援してきた。</p> <p>各年度の交付状況は次のとおり。</p> <p>平成 18 年度 2 地区 1,641,293 円 平成 19 年度 8 地区 7,767,200 円 平成 20 年度 30 地区 27,720,300 円 平成 21 年度 32 地区 34,316,000 円 (予算額)</p> <p>なお、平成 22 年度から住民自治協議会に対する財政支援策を全面的に見直すことから、本制度は廃止とする。</p>	
評価 ◎	<p>本制度は、2 割の地区の負担が生じること、各種団体と住民自治協議会が並存する中で、既存の事業を対象外としたことなどから活用しにくい面があったが、住民自治協議会の運営はもとより、広報紙の発行、地区イベント開催、ボランティア等による公益活動等、それぞれの地区課題を解決するための事業に要する経費として活用された。</p>	

(5) 職員地区サポートチーム制度の創設

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	職員地区サポートチーム制度の創設	<p>住民自治活動の中核となる住民自治協議会の活動を支援するため、市職員が居住する地区の住民自治協議会が主催する会議や行事等に、住民自治協議会からの求めに応じて参加・支援する、職員地区サポートチームを創設します。</p> <p>サポートチームに参加する市職員は、通常の職務以外とし、自主的・積極的に活動に参加できるよう、職員研修などによる意識改革を行います。</p>
	所管課	
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所 職員課 職員研修所	
取組概要	<p>平成18年度に「職員地区サポートチーム制度」を創設し、住民自治協議会の要請に基づき活動を支援した。</p> <p>主なチーム編成状況並びに活動事例は次のとおり。</p>	
評価 ○	<p>本制度は、職務を離れたボランティアとして職員が住民自治協議会を支援するものであることから、登録職員数が少ない一方、住民自治協議会も、職員の能力を活用できる支援内容を想定しにくい面があり、活発な支援には至っていない。</p> <p>今後、住民自治協議会の本格的活動に合わせて、弾力的な市職員の支援のあり方を検討していく必要がある。</p>	

(6) 人材の発掘・育成体制の整備

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	公民館業務と支所業務の連携	<p>地区内の人材発掘や育成を目的とした講座の開催などを、公民館活動等と連携して実施します。</p> <p>そのため、支所と公民館がこれまで以上に密接に連携し活動できるような体制づくりについて検討します。</p> <p>・公民館における講座の開催</p>
	所管課	
	企画課 生涯学習課 職員課	
取組概要	<p>市立公民館における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の人材発掘や育成を目的とした講座の開催 平成18から21年度まで 76講座開催 <p>生涯学習センターにおける取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者養成のための講座等の開催 平成18から21年度まで 7回 137名 	

評価 △	<p>生涯学習センターにおいては、地域指導者養成のための講座等を開催し、地域役員の参加も得ることができた。</p> <p>市立公民館では、地区内の人材発掘や育成を目的とした講座が開催されたが、入門の域を出ず、十分には地域に還元されなかった。今後住民自治協議会が市立公民館の指定管理受任団体となる場合においても、人材の発掘・育成が重要であることから、更なる内容の充実が必要である。</p>
---------	---

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	<p>市民公益活動センター及びボランティアセンターとの連携</p> <p>所管課</p> <p>企画課</p> <p>地域振興課</p> <p>厚生課</p>	<p>住民参加や協働に向けた意識改革や人材の発掘・育成を目的とした講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代等を対象とした市民活動入門講座等の開催 ・住民自治協議会とNPO、ボランティア団体との交流促進事業の検討
取組概要	<p>市民公益活動センターにおける取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体野の育成・支援を目的に講座及フォーラム等の実施 <p>18年度 47回の講座開催 参加者 延べ 406人 19年度 32回の講座開催 参加者 延べ 349人 20年度 13回の講座開催 参加者 延べ 352人 21年度 24回の講座開催 参加者 延べ 557人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信等事業として、市民公益活動センターの広報誌等の発行 <p>18～21年度 年6回 約1,500部 メーリングリスト、ブログでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事業として、NPO・地域活動団体の活動訪問 <p>平成21(20)年度に延べ126(265)団体訪問し、HPの立ち上げや活動資金等の状況についてお聞きし、助言や支援等を行った。</p> <p>ボランティアセンターにおける取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・地域活動コーディネーター養成講座の開催 	

	<p>地域活動者の養成を目指し、コーディネーターの必要性や活動プログラム開発等について学ぶ講座を開催。</p> <p>18年度 15回の講座開催 参加者 延べ 543人 19年度 18回の講座開催 参加者 延べ 982人 20年度 16回の講座開催 参加者 延べ 1,109人 21年度 15回の講座開催 参加者 延べ 1,287人</p>
評価 ○	<p>市民公益活動センター及びボランティアセンターで、住民自治活動における人材育成支援の取り組みが行われた。</p> <p>ただし、NPO やボランティア団体との交流や連携の面では、まだ大きな成果がなく、今後とも継続して取り組む必要がある。</p>

3 各種団体に関する見直し

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	依頼事務の見直し	住民自治協議会の活動が活発に行えるようになるため、以下の事項について検討します。
	所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体及び団体の代表者個人に対する市からの依頼事務を整理し、住民自治協議会へ移行すること ・区長への依頼事務を見直し、住民自治協議会へ移行すること
	地域振興課 行政改革推進局 企画課 各担当課	
取組概要	<p>市が主導して設置した団体の活動の大半は、市からの依頼事務である現状を鑑み、住民自治協議会の活動が活発に行えるとともに、役員等の負担軽減を図るために、各種団体の「組織」、「活動」及び「資金」を一体的に見直すこととした。</p> <p>依頼事務については、これまで各種団体が担ってきた事務（活動）について、次のように3つの事務に仕分けし、① 必須事務と② 選択事務については、住民自治協議会が主体となって取り組むこととした。</p> <p>① 必須事務 22事務 すべての市民が共通して必要とするサービスで地区が主体となって実施していただく事務</p> <p>② 選択事務 38事務 各種団体が担ってきた事務のうち、①必須事務と③廃止する事務を除いた事務</p>	

	<p>③ 廃止する事務 7事務</p> <p>依頼事務の見直しを契機として市から依頼をやめる事務（選択事務としていた「農業共済事業に係るNOSAI部長の選出」は、地域個別・臨時的に相談させていただき委員推薦等）として位置づけを変更）</p>
<p>評価</p> <p>○</p>	<p>前例踏襲の傾向がある各種団体等を通じた市からの依頼事務を根本的に見直すとともに、地域と市との役割分担やその妥当性を検討する機会となった。</p> <p>ただし、これらは一過性ではなく、社会や市民意識の変化等に応じて継続的に実施されるべき内容であることから、必須事務については、必要の都度、随時見直していく必要がある。</p>

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
2	各種団体の統廃合	<p>住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から分野別に活動している団体のうち、同様の目的を持った団体について、当該団体と協議を行いながら統廃合すること
	所管課	
	行政改革推進局 各担当課	
取組概要	<p>平成21年度をもって、市が主導して設置した9団体の連合組織を発展的に解消するとともに、これらの地区組織と地区社会福祉協議会については、市が直接関与しない任意の組織とし、その活動内容や存続の可否は地区で決定することとした。</p> <p>市長から、特定の役員等に一律に実施している10の委嘱制度についても、同様に発展的に解消することとした。</p>	
評価	<p>◎</p> <p>これまでの各地区の住民自治のあり方を大きく変える取り組みであることから、検討に携わった役員等に大きな負担をかけているが、将来を見据えた新しい仕組みづくりの礎になるものと考えられる。</p>	

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
3	補助金の見直し	<p>住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。</p>

	所管課 行政改革推進局 企画課 各担当課	・新たな補助制度の財源とするため、現在の各種団体に対する補助金等について抜本的に見直すこと
取組概要	発展的に解消する各種団体へ交付してきた11の補助金等制度は、平成21年度をもって廃止する。	
評価 ○	(事項「補助金の一括交付」に記載)	

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
4	補助金の一括交付	住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。 ・住民自治協議会が地区の実情に応じた活動が柔軟にできるよう、各種団体への補助金を統合し、住民自治協議会へ一括交付すること
	所管課 行政改革推進局 企画課 各担当課	
取組概要	各種団体の連合組織の発展的解消に伴って廃止する11の補助金等として各地区へ交付されていた額を基準とし、全地区の住民自治協議会が独自の事務局職員を雇用できるよう1地区あたり100万円を上乗せする。 平成21年6月に「会計事務処理マニュアル」を作成するとともに、事務局職員等に対する研修会を実施した。	
評価 ○	これまで団体ごとに固定化されていた補助金等を住民自治協議会が主体となって必要な事業に配分することから、その方法等を決定するに当たって役員等に大きな負担をかけたが、より地域の実情等に応じて配分することで、住民の声を反映させた地域づくりが可能になってくる。	

4 地域総合事務所構想

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	地域総合事務所及び地域会議の設置	地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の設置状況、成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きして、改めて検討します。
	所管課 企画課	

取組概要	住民自治協議会の設立支援や平成 22 年度の具体的な仕組みづくりを優先課題とし、具体的な検討は行わなかった。
評価 △	住民自治協議会の設立・活動において、地区活動支援担当による身近な支援などから、住民自治協議会と支所の結びつきが強められ、地区の一体感も醸成されてきた面があることから、当面の間は、支所等の支援のもと、住民自治協議会を中心とした住民自治活動の推進を図ることが必要だと考えられる。

5 自治基本条例の制定

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容
1	自治基本条例制定	今後の本市における自治のあり方を定める指針として「自治基本条例」の制定を目指します。
	所管課	
	地域振興課	
取組概要	<p>委嘱制度の発展的解消に伴い、主に委嘱を受けていた役員等の活動に支障が生じる懸念があることから、住民自治協議会と市の関係を明らかにすることをひとつの目的とし、「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」を制定し、これに基づき、全地区の住民自治協議会長と市長とが、「協働に関する基本協定書」を締結し、住民自治協議会は市と協働のパートナーであることを明らかにした。</p> <p>住民自治に関する法整備の考え方としては、住民自治協議会による住民自治を進める中で、その都度、市民との協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討し、将来、その集大成として「自治基本条例」として整備する市の考え方を明らかにした。</p>	
評価 ○	自治基本条例に関する考え方を明らかにしたことで、新たな課題に法整備を視野に入れて対応するとともに、今後の住民自治協議会の活動やそれに伴う市民意識の変化を注視し、適宜対応していく必要がある。	